

平成22年度事業計画

I. 平成22年度 岡山県社会保険労務士会事業基本計画

現下の経済社会情勢は、予断を許さない状況にあります。雇用情勢については、有効求人倍率が伸びず、完全失業率も依然高止まりであり、引き続き厳しい状況が続くことが考えられます。

このような状況の下で、岡山県社会保険労務士会（以下岡山県会という。）は全国社会保険労務士会連合会（以下連合会という。）、中国・四国地域協議会と緊密な連携を図り、会員が一丸となって、国民目線の諸事業を展開することにより、国民の信頼を得るとともに、社会保険労務士会の社会的地位の向上を図ることを岡山県社会保険労務士会の基本方針とすることとします。

1. 社会保険労務士制度推進に関する事業

労働社会保険諸法令を扱う唯一の国家資格者として、労務管理に関する業務を重点的に取り組むこととし、広く国民生活の向上に貢献するとともに、社会保険労務士業務の拡充・改善と制度の更なる発展のため、以下の事業を行います。

(1) 「街角の年金相談センター岡山」の円滑な運営

日本年金機構から業務受託した「街角の年金相談センター」を適正に運営し、国民のニーズである「対面による年金相談」の円滑な実施を図り、社労士会ならではのサービスの向上と業務の改善に務めます。また、年金相談を充実させるため、相談センター要員、年金窓口要員の育成、能力向上を図ります。

(2) 「社労士会労働紛争解決センター岡山」の開設・運営

上記センターをできるだけ早期に開設する。質の高い適切なあっせんの実績をあげるために、あっせん員の実務研修を実施し、中国・四国地域の交流会等に参加して、資質の向上を図り、社労士会労働紛争解決センター岡山のあっせんの実績を上げるように努めます。

(3) 電子申請に関する事業

電子申請の使い勝手の改善は連合会により順次進められています。今後、電子申請は社労士にとって必須になってくるものと思われます。連合会から活用を考えている会員へのサポート費用の支援も検討されていますが、岡山県会としてお助け隊等のサポート体制の充実を図ることとします。

(4) 社労士会組織活動の活性化

社労士会として大型事業が入り組んで実施される状況が続くことが考えられます。限られた人材がより効率的に活動できるよう、組織のあり方、部分掌事項、運用の方法等について、総務部長をリーダーに関係者によるプロジェクトチームを編成して検討を進めます。

また、社労士会は従来の相談事業に加え、「労働紛争解決センター岡山」や「労働時間等相談センター」事業等、ますます外部の訪問者が増加することが考えられます。訪問者の利便性を考慮し、会員の活動の拠点としてふさわしい事務局の選定活動を行い、できるだけ早期に新事務所への移転を実現するよう努力します。

(5) 事務局体制の整備

現在、事務局業務としては、連合会事業、各種行政協力事業、県会独自事業等々いろいろな形態の事業が入り組んで実施されています。会員への情報伝達手段も、一般配布物、Eメール、HP、郵送等で実施されています。

このような状況のため、事務局職員の業務は、所定時間内では収まらない状況となっています。県会各部とも連携を図る一方、連合会とも連携して事務の効率化に取り組むこととします。

また、情報伝達の迅速化のために、Eメールの活用比率を上げていきたいと考えています。

2. 資質向上に関する事業

社会保険労務士会員が社会情勢の変化に対応するためには、社労士自らの資質の向上、倫理の涵養が必要です。又、新入会員からベテラン会員に至るまでの体系的研修制度（新入会員研修、専門分野研修、倫理研修等）を整備することとします。

(1) 体系的研修制度の構築

社会保険労務士会が、国民および行政から信頼されるにふさわしい労働社会保険および労務管理の専門家であるためには、それぞれのステージに応じた体系的な研修により業務能力を向上させる取り組みが不可欠となっています。

(2) 新入会員研修

連合会で検討されている社会保険労務士修習制度（登録前研修）の動向を見ながら検討することとします。

(3) 専門分野研修の計画・実施

広範多岐にわたる社会保険労務士の専門業務について、さらに専門性を高めるために分野別研修を実施するための施策を講じます。

また、研修テーマごとの担当部門の整理を行い、責任体制を明確にします。

(4) 倫理研修の徹底

社労士が法律専門家として、個別労働紛争解決手続代理業務等の活動に加え、簡易裁判所の訴訟代理権の獲得、労働審判制度の代理業務を得てゆくためには、国民の皆さんの生活を支え、信頼を高め、社会的信用を築くことが大切であります。社労士制度の発展は、職業倫理の確立なくしてはあり得ません。今年度は対象者全員受講を目指し、少なくとも無届による欠席者0を目指します。

3. 広報に関する事業

社会保険労務士制度を広く周知し、その有用性を理解していただき、企業の発展に結び付けていただくために、効果的な広報事業に取り組まなければならない。

(1) 制度広報に関する事業

社労士月間、社労士の日の行事を中心に、連合会受託事業・労働時間等相談センター事業に合わせて、新聞広告、ラジオ、テレビ等のメディアを活用した広報、各種事業主団体への働きかけ等による広報を積極的に行うこととします。

また、各地で実施している無料相談会については、その広報効果を検証しながら整理統合し、最も効果的な方法を検討します。

学校出前授業については、将来への投資として回数増を図ります。

(2) 会員向け広報の充実

現在、県会から会員向けに発信している情報は、月例配布物、会報、ニュースレター、Eメール、ホームページ等が考えられ、より有効で効率的な広報を行うため、機能を整理、それぞれの内容の充実を図ります。

4. 行政機関等に対する協力

社会保険庁等行政機関の再編や、雇用創出事業等の実施に伴って、今後も行政協力は継続されることが考えられます。各支部との連携を取りながら新入会員の研修制度を整備し、安心して協力できる体制を整備します。

(1) 年金事務所等の窓口、協会けんぽの窓口相談業務

国民の利便性に資するため、平成22年度もこの事業は継続されることが予想される。より精度の高い、責任ある仕事ができるよう研修等の充実を図ります。

(2) 就職支援セミナー、未適事業所訪問勧奨事業の受注

社会保険労務士の専門性を生かせる分野の事業で、社労士の資質向上に役立ち、社労士広報にもなり、社労士としての収益補助となる等の事業があれば、無理のない範囲で県会事業の対象として検討して行くこととします。

(3) 雇用コンサル事業、その他連合会受託事業

連合会は平成22年度、厚生労働省から「労働時間等相談センター」事業を受託しました。これは平成23年3月までの1年間、日曜、祭日を除いて連日相談会を開設するものです。平成22年度「雇用安定事業」で連日相談室を開設してきた経緯もあり、労働問題の専門家としての存在を示す良いチャンスと思われまます。国の予算削減により実施には困難が伴うものと思われまますが、岡山県会として実施方法を工夫しながら実施します。雇用コンサルについても大幅に予算削減され、重点指導員の人数も3人から2人に削減されましたが、効果的に実施する事を考えて行きます。

5. その他の事業

(1) 社会保険労務士会試験に関する事業

社会保険労務士試験受験者数は、史上最高、岡山商科大学の収容可能数の限界に近い1,450人と予想されている。会場の混乱がないように、ミスが起きないように万全の準備をして臨むこととします。

(2) 特別研修の実施

社労士会労働紛争解決センター岡山の開設を控え、特定社労士の必要性が高まっている。今年度には全国で10,000人を超えることが予想され、岡山県でも受講者の増加が予想される。研修体制に万全を期すこととします。

(3) 中国・四国地域協議会フォーラムの準備

平成23年度には、中国・四国地域協議会のフォーラムが岡山県において開催される。遠来の社労士をいかに歓迎し、岡山県のよいところを紹介し、有意義な研修・交流会とするか、プロジェクトチームを組んで推進します。

II. 各部の重点事業と対策

執行機関	重点事業	具体的対策
総務部	1. 組織運営の活性化 2. 役員改選と総会運営の円滑化 3. 細則、諸規程の整備 4. 財務・監査	<p>前年度の組織再編、新体制での実施状況を踏まえ、今後の組織運営がより活性化するよう関係部門でプロジェクトチームを編成して、組織のあり方、部分掌事項、運用方法等について検討を行う。</p> <p>「役員選出基準細則」、各支部共通の「役員選考要領」をの制定を受けて、平成23年役員改選作業に向けて、各支部、事務局と連携を取りながら円滑な総会運営を目指す。</p> <p>「法規委員会」を中心に、岡山県社労士会諸規程集の見直し作業に本格的に取り掛かり、会員の分かりやすい規程集を作成する。</p> <p>事業計画に基づく予算執行状況及び会費納入状況の確認を行い、確実な事業執行と県会財務の健全化を図る。また、新公益法人会計基準準拠による会計処理の実施・適正化を図る。</p>
研修部	1. 会員研修の充実 (1) 基礎研修 (2) 資質向上研修 2. 中国・四国地域協議会フォーラム準備 3. 自主研究会の活性化	<p>登録5年以内の会員を対象に、基礎力の向上を図るため、全5回の研修を実施する。5月…算定、年度更新実務、7月～23年1月にかけて、社労士会概要、賃金、評価制度、企業内研修制度、就業規則等のテーマで実施する。</p> <p>安全研修等の必修研修、分野別研修を実施する。特にITについてはメール、HPによる情報伝達及び電子申請の普及のための事業を実施する。また、顧客開拓研修も計画している。</p> <p>準備委員会を6月に発足させ、愛媛大会にも参加して、平成23年度に行われる岡山大会を意義ある大会とする。</p> <p>研究会規程の整備を行い、自主研究会活性化のための施策を実施して、新入会員と、ベテラン会員との研究・交流の場を提供する。</p>
事業推進部	1. 街角の年金相談センター岡山の円滑な運営 2. 社労士会個別労働紛争解決センター岡山のスムーズな運営 3. 労働時間等相談センターの活用 4. 行政等窓口相談業務の精度向上 5. 年金・労働相談業務の運営	<p>お客様目線の対応、社労士会ならではのサービスで日本一の相談センターを目指す。そのためには、センター内部の一体化、一般社労士の協力体制が不可欠である。利用する立場、サービスを提供する立場から、建設的な提案を期待します。</p> <p>労働紛争解決センターあっせん員の養成のため、研修を十分に実施する。センター開設後は、総合労働相談所と連携をとって、社労士会労働紛争解決センターにふさわしいあっせんを実現する。</p> <p>平成21年度に引き続いて、総合労働相談所を開設できる機会を最大限活用する。対象を一般市民に拡大し、安価で効果的な広報を実施し、労務相談の実をあげ、社労士の信頼を確保する。</p> <p>相談員委託要領の制定、マナースタンダード、技術的研修の充実を図り、ミスのないサービスを実現する体制を整える。</p> <p>県会、市役所等の年金相談所相談員の配置、相談員研修を実施する。今年度の総合労働相談所は、労働時間等相談センター事業として運営する。</p>
企画広報部	1. 広報活動 2. 社労士月間活動 3. 学校向け出前講座の推進 4. 労働紛争解決センター岡山設立 5. アンケートの実施	<p>①会報及びニュースレター発行、②年度更新・算定期に合わせFM、ラジオ広報、③HPによる社労士制度広報</p> <p>①各種団体への社労士月間協力要請、②新聞広告による広報、③ポスター、パンフレット配布、④無料相談会の実施、⑤社労士セミナーの実施、⑥情報交換会の開催等を実施し社労士制度の周知を図る。</p> <p>教育委員会、私学協会等へのPR活動を行い、件数増を図る。</p> <p>できるだけ早い時期に開設し、労務問題専門家としての社会的認識を高める。</p> <p>会員の意見、要望を把握し県会活動に反映させる。</p>